

伊賀南部浄化センター解体撤去工事

公募型プロポーザル方式募集要領

次のとおり公募型プロポーザル方式を実施します。

令和 8 年 7 月 3 0 日
伊賀南部環境衛生組合
管理者 北川 裕之

1 業務概要

(1) 業務の目的

当業務は、伊賀南部浄化センター解体撤去工事（以下、「本工事」という。）を実施するにあたり、効率的かつ経済的な解体施工に必要な本実施要領に記載する技術提案書等を求め、豊富な経験、高い技術力、実施能力、見積価格及び提案内容を総合的に有する最適な事業者を選定するため、名張市公募型プロポーザル方式実施指針に則り、執り行う手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(2) 工事名

伊賀南部浄化センター解体撤去工事

(3) 建設工事の種類

土木一式工事、建築一式又は解体工事

(4) 工事場所

三重県名張市薦生 1810 番地

(5) 工事期間

本契約の効力を生ずる日から令和 1 0 年 3 月 1 5 日まで

(6) 工事方式

本工事は、事業者が設計及び施工を一括して行う「DB 方式（デザイン・ビルド）」とする。

(7) 提案上限額

670,175,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、本組合がこの金額で契約することを約束するものではない。

(8) 工事内容

本工事の実施に係る内容は、別に定める「伊賀南部浄化センター解体撤去工事仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとし、これを全て満たすものとする。

2. 参加資格要件等

このプロポーザルに参加できる者は、以下の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 参加者は、複数企業の共同企業体とすること（特定建設工事共同企業体を結成すること。）
- (2) 特定建設工事共同企業体は自主結成方式とする。
- (3) 特定建設工事共同企業体の構成員は、2構成員（構成員1「代表者」、構成員2「構成員」）によるものとする。
- (4) 代表構成員の出資比率は、最大の出資比率でなければならない。
- (5) 各構成員の出資比率は、30%以上であること。
- (6) 本件の参加において1者が2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- (7) 特定建設工事共同企業体の構成

①代表者

次のアからオの要件を全て満たすものとする。

ア 公告日時点において、名張市入札参加資格者名簿に登録されている者で、かつ、本工事で求める工種の特定建設業の許可を受けている者。

イ 直近の経営規模等結果通知書・総合評定値通知書において、特定建設業の許可を受けている土木一式工事、建築一式又は解体工事のいずれか1種目以上の総合評定値が1200点以上であり、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月25日基発第401号の2の別添（改正：平成26年1月10日基発0110第1号））に基づき、国（公社、公団を含む）又は地方公共団体（一部事務組合、広域連合を含む）が発注したし尿処理施設又はごみ焼却施設の解体工事を元請けとして施工した経験を有するものであること（共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員の場合に限る）。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

エ 名張市建設工事等資格停止措置要領に基づく名張市の入札参加資格停止措置を公表日から審査日までの期間受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

②構成員

次のアからオの要件を全て満たすものとする。

ア 公告日時点において、名張市入札参加資格者名簿に登録されている者
で、かつ、本工事で求める工種の特定建設業の許可を受けている者。

イ 直近の経営規模等結果通知書・総合評定値通知書において、名張市内
または伊賀市青山地区に本店を有しており、土木一式工事、建築一式又は
解体工事のいずれか1種目以上の総合評定値が600点以上であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

エ 名張市建設工事等資格停止措置要領に基づく名張市の入札参加資格停
止措置を公表日から審査日までの期間受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立
てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき
再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始決定がなされ、
競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3. 手続き等

(1) 所管室・連絡先

〒518-0296 三重県伊賀市奥鹿野 1990 番地

伊賀南部環境衛生組合 業務室

TEL : 0595-53-1120 (代)

FAX : 0595-53-1125

E-mail : eisei-gyoumu@city.nabari.lg.jp 担当：高野

対応時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで（土日祝日を除く）

(2) 実施スケジュール（予定）

本工事における企画提案のスケジュールを以下に示す。なお、下記スケジュールは予定であり変更する場合もある。

項目	内 容	日程・期限等
1	公表（公募開始）日	令和 8 年 7 月 30 日（木）
2	現地見学会	令和 8 年 8 月 5 日（水）～ 令和 8 年 8 月 19 日（水）
3	質問票の受付	令和 8 年 8 月 10 日（月）～ 令和 8 年 8 月 21 日（金）
4	質問に対する回答	令和 8 年 8 月 24 日（月）
5	参加資格申込書の提出期間	令和 8 年 8 月 10 日（月）～ 令和 8 年 8 月 26 日（水）
6	提案参加資格審査の結果通知・提案参加決定事業者への書類配布	令和 8 年 8 月 28 日（金）
7	技術提案書等の提出期間	令和 8 年 8 月 28 日（金）～ 令和 8 年 9 月 11 日（金）
8	提案審査	令和 8 年 9 月 28 日（月）
9	提案審査結果の通知・公表	令和 8 年 9 月 29 日（火）
10	優先交渉権者との協議	令和 8 年 9 月 29 日（火）～ 令和 8 年 9 月 30 日（水）
11	工事仮契約締結	令和 8 年 10 月上旬

12	本契約（伊賀南部環境衛生組合議会による議決後）	令和8年10月中旬
----	-------------------------	-----------

※提案プレゼンテーション及びヒアリングは実施するものとし、日時等の詳細は参加資格があると認められた者に対し別途通知する。

※やむを得ない事情により上記スケジュールを変更する場合がある。

（３）参加手続き

①公表（公募開始）

項目	内容	
1	募集要領等の配付	令和8年7月30日（木）
2	配布資料	ア．公募型プロポーザル募集要領（本書） イ．参加申込書（様式7） ウ．参加者構成概要表（様式1－1） エ．同種工事受注等実績（様式1－2） オ．監理技術者予定者調書（様式1－3） カ．質問書（様式1－4） キ．現地見学会申込書（様式1－5） ク．伊賀南部浄化センター解体撤去工事仕様書（資料1） ケ．伊賀南部浄化センター解体撤去工事リスク分担表（資料2） コ．伊賀南部浄化センター解体撤去工事用代表図面（資料3） サ．特定建設工事共同企業体協定書（様式4） シ．委任状（様式5） ス．使用印鑑届（様式6）
3	入手方法	名張市ホームページからダウンロードするものとする。 URL： http://www.city.nabari.lg.jp/s067/030/010/104/20260729110623.html

②現地見学会

項目	内容	
1	現場見学候補日	令和8年8月5日（水）～令和8年8月19日（水）

		原則として土・日・祝日を除く、午前８時３０分から午後５時００分までの間で候補日を設定する。
2	実施方法	必ず事前に伊賀南部環境衛生組合に電話により日程確認の上、 現地見学会申込書（様式１－５）を電子メール等にて提出する。 現地見学会申込書に記載された候補日について、伊賀南部環境衛生組合から実施日を電子メールにより通知する。 所要時間は１時間程度を予定する。

③質問書の受付期間

項目	内容	
1	受付期間	令和８年８月１０日（月）～ 令和８年８月２１日（金）
2	提出方法	質問書（様式１－４）に内容を記載し、電子メールにより事務局まで送付すること。 メールアドレス：eisei-gyoumu@city.nabari.lg.jp メール送信の際の件名は以下のとおりとする。 例）８月１０日に質問書を送付する場合。 件名：【質問】●●株式会社_20260810

④質問書への回答予定日

提出された質問事項は、回答予定日に質問事業者名を伏せ回答を付したものを名張市ホームページにて随時公表する。

項目	内容	
1	回答予定日	令和８年８月２４日（月）

⑤参加申込

本工事に参加意思がある場合は、「参加申込書（様式７）」、「参加者構成概要表（様式１－１）」、「同種工事受注等実績（様式１－２）」、「監理技術者予定者調書（様式１－３）」、「特定建設工事共同企業体協定書（様式４）」及び「使用印鑑届（様式６）」の全てに必要な事項を記載・押印のうえ、必要書類を添えて伊賀南部環境衛

生組合へ提出し、技術提案への参加資格について審査を受けること。

なお、「参加申込書（様式 7）」ほか提出書類の全てが期限までに提出されない場合、本企画提案への参加は認めない。

項目	内容	
1	受付期間	令和 8 年 8 月 1 0 日（月）～ 令和 8 年 8 月 2 6 日（水）
2	提出方法	提出期日までに持参又は郵送にて提出すること。（土・日・祝日を除く、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分までとする。提出期限の日は正午まで）。なお、参加申込時には、書類の受領のみとし、説明・質問等は受け付けない。 * 郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期間までに必着とする。
3	提出書類	ア. 参加申込書(様式 7) イ. 参加者構成概要表（様式 1 - 1） ウ. 同種工事受注等実績（様式 1 - 2）及び契約書の写し等内容がわかるもの エ. 監理技術者予定者調書（様式 1 - 3）及び本事業に従事する資格を持つ技術者の資格証明書類(写し) オ. 提案事業者の会社概要、パンフレット等 カ. 特定建設工事共同企業体協定書（様式 4） キ. 委任状（様式 5） ク. 使用印鑑届（様式 6） ※場合により、追加資料の提示やヒアリングをする場合がある。 提案に関連して必要となる経費については、提案事業者の負担とする。

⑥提案参加資格審査の結果通知・提案参加決定事業者への書類配布

参加資格の審査後、参加申込書に記載の電子メールのアドレス宛に順次、通知を行う。あわせて、提案参加資格審査の結果、審査を通過した事業者には下表の様式等を配布する。

項目	内容	
1	通知・配布予定日	令和 8 年 8 月 2 8 日（金）

2	配布書類	ア. 参加辞退届（様式1－7） イ. 見積書（様式2）、内訳書（様式2別紙及び任意様式） ウ. 技術提案書（様式3）
---	------	--

⑦技術提案書等の提出締切日

項目	内容	
1	提出締切日	令和8年9月11日（金）午後5時00分まで（必着）
2	提出方法	伊賀南部環境衛生組合（事務局）へ直接手交（土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時00分までとする。）
3	提出書類	見積書（様式2）、内訳書（様式2別紙及び任意様式）、技術提案書（様式3） 提出書類は書面にて10部（正本1部、副本9部）提出し、電子ファイルをCD等の媒体に収めて1部提出すること。

⑧提案プレゼンテーション及びヒアリング

項目	内容	
1	予定日	令和8年9月28日（月）
2	日時の通知方法	令和8年9月4日（金）午後4時30分以降順次、実施日を電子メールにて通知する。
3	内容等	1グループ当たりプレゼンテーション20分、質疑10分、審査10分 計40分程度を予定している。 ※参加可能最大人数、傍聴の可否は未定。その他時間及び場所等についても決定次第メールで通知する。

（４）審査及び選定方法

審査にあたっては書類審査を実施し、審査基準（別表）に基づき評価点を算出する。合計点が最も高い提案者を受託候補者とする。（合計点が最も高い提案者が2者以上いる場合は、見積額が最も低い提案者を受託候補者とする。） 100点中60点を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は受託候補者とししない。

①選定機関

項目	内容	
1	選定	「伊賀南部浄化センター解体撤去工事に係る公募型プロポーザル選定委員会」において最優秀提案事業者を選定する。
2	通知	最優秀提案事業者及び次点の事業者への審査結果の通知は、令和8年9月29日（火）に文書で行う。

（５）契約

最優秀提案事業者は、優先交渉権者に選定される。あわせて、次点の事業者は次点交渉権者となる。優先交渉権者は、本組合と仕様等詳細協議（工事内容・経費・期間・契約等について再度調整を行う。ただし、見積金額の増額は認めない。）を行い、工事仕様等詳細協議において協議が成立しない場合は、本組合は次点交渉権者と協議を行う。

なお、伊賀南部浄化センター解体撤去仕様書（資料１）をもとに工事仕様等詳細協議を行った結果を踏まえた仮契約の締結日は、令和8年10月上旬頃を予定する。本件の契約は伊賀南部環境衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を持って正式に締結するものとする。

4. 情報公開

伊賀南部環境衛生組合情報公開条例（令和元年12月26日条例第5号）に基づき公開する。

5. その他必要と認める事項

（１）参加辞退

提案を辞退する場合は、提案書提出期限までにすみやかに伊賀南部環境衛生組合（事務局）まで書面にて参加辞退届（様式1-7）を提出すること。また、本組合より配布した資料はすべて責任をもって返却もしくは破棄すること。複製したものについても同様に処理すること。

（２）費用及び帰属

① 企画提案書類等の提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案事業者の負担とする。

② 提案報酬は、支払わないものとする。

- ③ 提案書等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属することとする。なお、提案書等の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ④ 提出書類は既に公表されているものを除き原則として非公開とし、提案事業者に無断で使用しないものとするが、プロポーザルに必要な範囲において複製を作成することはある。
- ⑤ 提出された書類、ＣＤ等の媒体は、いかなる理由があろうと返却しないものとする。

(3) 留意事項

- ① 技術提案書は、１者１提案までとする。
- ② 技術提案書等受付後の追加及び修正は、原則として認めない。
- ③ 無効となる提案書

提案書が次の条件のいずれか一つに該当する場合には、審査の対象から除外する。

ア 定めた提出方法、提出先、期限、条件に適合しない提案書

イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない提案書

ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない提案書

エ 虚偽の内容が記載されている提案書

オ 関係者に関する工作等不当な活動を行ったと認められる場合

カ この要領に定める手続き以外の方法により、主催者、事務局及び審査関係者に直接、間接に問い合わせや連絡を求めた場合

- ④参加申込書の提出をもって本要領の掲載内容を承諾したものとみなす。
- ⑤本組合から得た資料・情報等は取り扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

(別表) 評価基準

区分	No.	評価項目(資格要件・評価項目)	評価基準(内容)	配点	各項目の最大	備考
企業の能力等	①	同種工事の施工実績 (最大3件まで評価する) (入札公告時点で実施中の工事についても施工実績に含めることができる)	ダイオキシン類ばく露防止対策要綱に準拠した廃棄物処理施設解体撤去工事(2013年以降、元請けとして1件あたり税抜4億円以上の工事)	1件2点	9点	
			ダイオキシン類ばく露防止対策要綱に準拠したし尿処理施設解体撤去工事	3点		
	②	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001及びISO14001の双方の取り組みで1点	1点	1点	幹事企業に限る
提案(テーマ1. 実施体制)	③	地元企業の活用 組合管内における地元企業の育成や貢献を目的とし、地元企業をどういった業種にどれくらい企業ならびに人員を採用をするのか提案をすること。	地元企業を最大限採用している:10点/地元企業を積極的に採用している:8点/地元企業を採用している:6点/地元企業をあまり採用していない:2点/地元企業の採用が見えない:0点	最大10点	10点	
提案(テーマ2. 除去分別・建屋解体工事計画)	④	請負者としての周辺環境対策 ダイオキシン類・アスベスト除去について、周辺環境対策に関する請負者としての施工上の工夫等を提案すること。具体的には、発生源対策(拡散防止)、飛散防止対策等に関する提案をすること。 また、除染物や廃棄物の処理について、特に安全面への工夫があれば提案をすること。	優れた効果が期待できる:15点/効果が期待できる:12点/若干の効果が期待できる:9点/一般事項のみの記載となっている:3点/技術提案が不適切、又は相互に矛盾がある:不可(不合格)	最大15点	15点	
	⑤	工期短縮とリサイクル率を高める工夫 使用する重機の工夫や並列作業といった工夫をすることで工期を短縮する案を提案すること。リサイクル率を高めるために、石膏ボードの分別回収や選別回収など、本現場の特徴を踏まえた上での提案をすること。	優れた効果が期待できる:15点/効果が期待できる:12点/若干の効果が期待できる:9点/一般事項のみの記載となっている:3点/技術提案が不適切、又は相互に矛盾がある:不可(不合格)	最大15点	15点	
提案(テーマ3. 労働安全衛生)	⑥	除去分別時のばく露防止対策 作業員のばく露防止対策の考え方を示すこと。	優れた効果が期待できる:10点/効果が期待できる:8点/若干の効果が期待できる:6点/一般事項のみの記載となっている:4点/技術提案が不適切、又は相互に矛盾がある:不可(不合格)	最大10点	10点	
	⑦	労働災害の防止 除去分別及び建屋解体工事における労働災害に係るリスクに対する認識を事例を踏まえ提案するとともに、本工事に重大な労働災害の発生に繋がる恐れがある作業を洗い出し、リスクが高い作業を3つ提示し、それぞれの労働安全上の対策(考え方)を示すこと。特に、煙突解体時における労働災害防止対策について、ばく露防止対策、及び拡散防止対策を含めた施工計画について提案することを必須とする。	優れた効果が期待できる:10点/効果が期待できる:8点/若干の効果が期待できる:6点/一般事項のみの記載となっている:4点/技術提案が不適切、又は相互に矛盾がある:不可(不合格)	最大10点	10点	
提案価格	⑧	提案価格 (最も安い提案価格が優位になるものとする)	最も安い提案価格を30点満点とし、次点の業者からは、最も安い提案価格/提案価格に30点をかける。	最大30点	30点	